

船橋市屋外広告物条例 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>(禁止物件)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(8) 郵便ポスト、電話ボックス、路上配電盤及び公衆便所</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 道路の路面には、広告物等を表示してはならない。</p>	<p>(禁止物件)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(8) 郵便ポスト、電話ボックス、路上配電盤、<u>バス停留所</u>及び公衆便所</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 道路の路面には、広告物等を表示し、<u>又は設置</u>してはならない。</p>
<p>(禁止地域等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(10) 河川、海浜、港湾及びこれらの周囲で市長が指定する区域</p> <p>(11) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する<u>都市公園の区域</u>及び社会資本整備重点計画法施行令(平成15年政令第162号)第2条各号に規定する公園又は緑地の区域並びにこれらの周囲で市長が指定する区域</p>	<p>(禁止地域等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(10) 河川、海浜、港湾、<u>駅前広場その他公共広場</u>及びこれらの周囲で市長が指定する区域</p> <p>(11) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する<u>都市公園の区域</u>、社会資本整備重点計画法施行令(平成15年政令第162号)第2条各号に規定する公園又は緑地の区域及び<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に規定する児童厚生施設の区域</u>並びにこれらの周囲で市長が指定する区域</p>

(12)及び(13) (略)

(14) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設、社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院並びにこれらの敷地

(15)及び(16) (略)

(適用除外)

第13条

1～3 (略)

4 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 政治、労働、宗教、報道その他の営利を目的としない活動又は行事のため一時的に表示し、又は設置する広告物等

(7) 町会、自治会その他の町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が表示し、又は設置する掲示板、案内図板その他これらに類する広告物等

(12)及び(13) (略)

(14) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(第11号に規定する児童厚生施設を除く。)、社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院並びにこれらの敷地

(15)及び(16) (略)

(適用除外)

第13条

1～3 (略)

4 (略)

(1)～(5) (略)

<p>5 自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため、自己の事業の用に供し、かつ、自己の管理する物件に表示し、又は設置する広告物等のうち、規則で定める基準に適合するものについては、<u>第7条第1項第9号、第10号及び第13号</u>の規定は、適用しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) バス停留所に表示し、又は設置する広告物等</u></p> <p>(特例の許可)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>良好な景観の形成又は風致の向上に資するものであること。</u></p>	<p>5 自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため、自己の事業の用に供し、かつ、自己の管理する物件に表示し、又は設置する広告物等のうち、規則で定める基準に適合するものについては、<u>第7条第1項第9号及び第10号</u>の規定は、適用しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(特例の許可)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公共性を有すること。</u></p> <p>(3) <u>良好な景観の形成又は風致の向上に資するものであること。</u></p>
---	--